平成 28 年 10 月 15 日発行第 478 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

10
2016

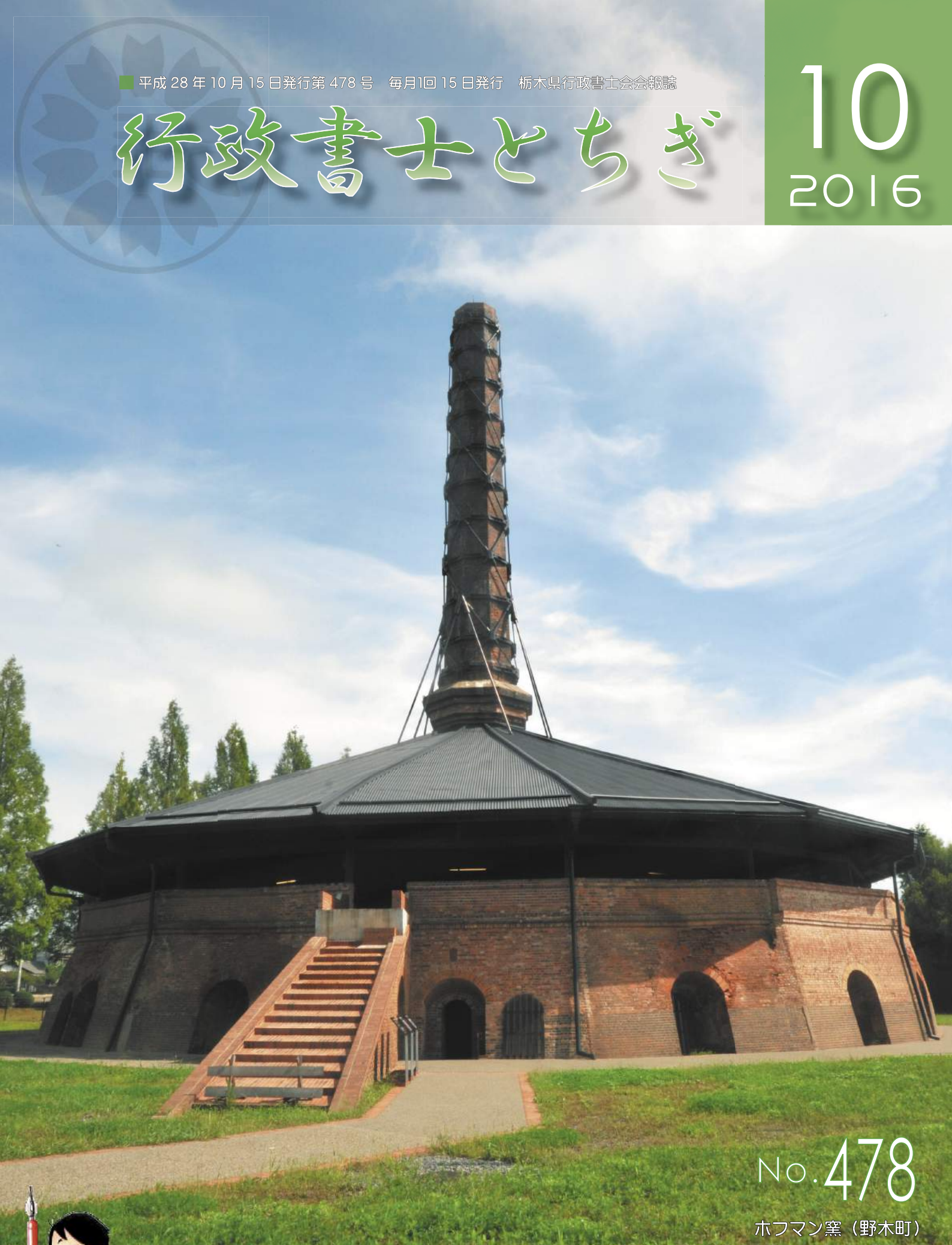

No.478

ホフマン窯（野木町）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

2016年
10月号

CONTENTS

1	目次、今月の表紙の一言
2	行政書士会福利厚生旅行
3	なるほど！ザ・契約　第８回開催、貨物自動車運送事業研修会開催
4	研修会「中小・小規模企業支援業務」をやってみよう 開催
	平成２８年度第１回暴力団等排除対策委員会開催
5	相続の基礎研修会開催、ゴルフ愛好会ゴルフコンペ結果のご報告
6	おじゃましま～す！
7	支局かわら版（鹿沼）
8	支局情報（小山、宇都宮）、最低賃金のお知らせ
9	木もれび、財務経理部からのお知らせ
１０	道楽オヤジ倶楽部
１１	栃木県行政書士会カレンダー（１１月）
１２	日行連だより、業務連絡
１３	政連だより
１５	研修会のお知らせ
２０	会員の動き、申請取次行政書士の動向

No.478

今月の表紙

「ホフマン窯」

撮影地：野木町　撮影者：大鹿幸雄（宇都宮支部）

野木町煉瓦窯（旧下野煉化製造会社煉瓦窯）は、昭和５４年（１９７９）に国の重要文化財に指定されました。平成１９年（２００７）には、「近代化産業遺産群」の一つに選定されています。煉瓦造りの建造物として稀有なものであること、国や地域の発展に果たした役割、産業の近代化に関わっていた先人たちの努力を顕すことなど、豊かな価値を備えた証といえます。

（野木町教育委員会発行のパンフレットより）

行政書士会福利厚生旅行

９月１０日（土）と１１日（日）に、行政書士会福利厚生旅行として、長野県の上高地と松本城等を訪れました。参加者は６１名でした。

今回は初めてバス２台を貸し切りました。１号車は那須塩原市を出発して、行政書士会館を経由し、２号車は小山市を出発して、栃木駅を経由して、最初の目的地である上高地を目指しました。

上高地は明治時代に、英国人宣教師で登山家でもある、ウォルター・ウェストンによって世界に紹介されました。外国人をも魅了したすばらしい場所なのです。

上高地までの道のりは順調で、バスは予定どおりに目的地に到着することができました。

この日はお天気も良く、気温もちょうど良く、風もなく、まさにハイキング日和でした。ハイキングの参加者は、４．５ｋｍのハイキングコースと７ｋｍのハイキングコースに分かれて歩きました。これらのハイキングコースは標高１５００ｍの山岳地にありながら、終始アップダウンがほとんどない平らなコースでした。また高地であるにもかかわらず、高い木や太い木が生い茂っていました。そのおかげで、そびえたつ山々、木々の緑、青く澄んだ梓川、これらの３つが融合したなんとも神秘的な景色を気軽に楽しめる場所でした。

ハイキングの参加者全員が無事に歩き終えたあとは、白骨温泉「湯元齋藤旅館」へ向かいました。この白骨温泉は標高１４００ｍの場所にあり、旅館に宿泊しながら雄大な渓谷の眺めを楽しむことができます。私達はその渓谷で枝から枝へ渡る猿を発見しました。また「白骨温泉」の名前の由来は、温泉が乳白色であり、温泉の成分が湯船に付着して、それがまるで骨のように見えたことから、その名が付けられたそうです。

この日の晩の宴会では、普段言葉をかわす機会のない会員同士が交流を深めたり、またカラオケをしたりして、おのおのが夜の時間を満喫しました。

２日目は宿を出発したあと、国宝「松本城」を見学しました。この松本城は、現存する天主の建物がある１２の城のうちの１つです。そしてその１２の城のうちでも五重の天守がある城は、松本城と姫路城だけなのです。

そのあと「大王わさび農園」でお昼ごはんを食べ、「穂高神社」を見学して、「安曇野スイス村」でお土産を買って、帰路につきました。

会員、補助者、ご家族の方々のご協力により、楽しく無事に旅行を終えることができました。ありがとうございました。

（総務部
オブライエン奈美）

なるほど！ザ・契約　第８回開催

９月１５日（木)、「なるほど！ザ・契約」１０回シリーズの第８回目が１２名の会員出席のもと開催されました。今回より宇都宮支部久我臣仁会員に講師を務めて頂きました。

今回の内容は、賃貸借契約をテーマに１.契約の再確認２.賃貸借契約民法上の基本的知識３．契約の作成過程４．書式検討の講義を受けた上で、各種契約書作成上の注意点に基づき解説をして頂きました。

講義の中で契約書作成上、条文の内容等を理解する必要が重要であるとのお話がありました。試験勉強もそうですが、実務上においても条文の理解度が重要であり、書籍は条文が理解できない時の参考書代わりに使ってもらいたいとのアドバイスがありました。私たち行政書士の仕事をする上で法律からかけ離れることはできません。条文の理解という地道な努力を怠っては、クライアントに対して満足した結果を与えることができないかもしれません。今回の講義で条文理解の重要さを再認識いたしました。

なるほど！ザ・契約もあとあと２回となりました。次回は雇用、請負について講義をして頂きます。会員の皆様の申し込みをお待ちしています。

（業務部第５グループ　大橋勝典）

貨物自動車運送事業研修会開催

９月２４日（土)、貨物自動車運送事業に関するスペシャリストを養成するための研修会全１４回で構成されるうちの第１回目の研修会が開催され、会員及び補助者を合わせて２１名の参加がありました。

この研修会は、横山会長の「貨物自動車運送事業に係るスペシャリストを養成し、その業務を通じて社会貢献に寄与し、国民の信頼を得、行政書士の確固たる地位を確保し、会員個々の職務能力の向上及び職務報酬の増加を図る。」との熱い思いを受け、業務第１グループの総力を結集し、千葉会の髙山先生、埼玉会関係者の方々の全面協力を得て中身の濃い研修会を開催することになりました。全１４回の研修会を全部受講しますと会長名で修了証が交付されます。

第１回目の今回は、研修に先立ち開講式が行われ横山会長から「研修を受けて終わりではなく、受講者相互の交流も深めて欲しい。」との挨拶がありました。

今回の研修テーマは

（１） 研修ガイダンス

（２） 関係する法令についての知識を身につける

であり講師は、当会の会員で貨物自動車運送事業のエキスパートである石井会員が務めました。

（１）の研修ガイダンスでは、研修の内容及び進め方についての説明が為されました。

（２）の法令の知識については、貨物自動車運送事業の根拠法令となっている「貨物自動車運送事業法」の目的から始まり、許可の人的条件、運行管理者・整備管理者の選任等について細かい講義があり、また許可申請に伴い１８種類の関連法律があり、幅広い知識が必要とされることを痛感しました。研修中は活発な質問がなされ、受講者の本研修に対する熱意のほどが窺えました。

２回目以降の研修会にも、乞うご期待。

なお、途中参加もＯＫです。

（業務部第１グループ　相山有美）

研修会「中小・小規模企業支援業務」をやってみよう 開催

９月６日（火）午後１時３０分より、栃木県行政書士会館２階にて、業務部第３グループ主催の研修会≪「中小・小規模企業支援業務」をやってみよう≫が開催されました。今回はタイトルの業務に興味のある会員に集まってもらい、座談会形式でフリートークをしてもらうという変則的な研修会でした。

当日は、ベテラン会員や新入会員と様々な会員の方が参加されました。

企業の支援業務というとやはり記帳代行から始まり、いろいろな相談を受けながら他の業務に発展していくパターンが多いようです。

報酬に関するテーマも上がりました。「単に高い安いではなく、情報やコンサルティング的な付加価値を加えれば、自信が持てる。あとは依頼人の価値観となる」という意見は、今回のテーマに限らず他の業務にも共通する話です。

また、景気が回復したとはいえない今の時代では、依頼人を選ぶことも重要です。帳簿を見れば経営者の考えや性格、将来までもある程度わかるという会員の方もいらっしゃいました。

これからの時代は、ただ単に業務をこなすだけではなく、経営について多少なりともコンサルティングできるスキルが重要であると感じました。

なかなか本には書かれていない、実体験による貴重な話が聞けた研修会だったと思います。

（業務部第３グループ　江藤正巳）

平成２８年度第１回暴力団等排除対策委員会開催

９月８日（木）午後１時３０分から栃木県行政書士会館２階会議室において、栃木県行政書士会暴力団等排除対策委員会が開催された。

まず横山会長が挨拶をした。その挨拶の中で、当会会員に対する不当要求があったという話は未だ聞いたことがないことと、行政書士が業務として契約書等の作成するときには、暴力団排除条項を是非盛り込んでもらいたいこと等を述べた。

続いて、ご来賓である、栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課、次長の近田光由様と公益財団法人栃木県暴力追放県民センター、専務理事の橋本源一郎様からご挨拶を頂いた。

次に、栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課、暴力排除係長の中林智和様より、「栃木県内の暴力団等の現状について」の講話をして頂いた。その講話の中では最近の暴力団構成員が減少傾向にあること、指定暴力団の状況、検挙人員及び検挙理由、また暴力団対策法の内容及び効果をご説明頂いた。

最後に、平成２８年度の事業についての検討を行い、不当要求及び不当介入に関する質問と意見交換が行われた。その中で、もし不当要求があったときに、その者が暴力団の構成員であるかどうかの確認をしたいときにはどのようにしたら良いのかという質問に対して、そういう場合には是非警察に相談してほしいという回答を頂いた。

当会の会員がこのような事態に巻き込まれそうになったときには、いつでも警察へ相談することができることを心にとめておいて欲しい。

（暴力団等排除対策委員会　オブライエン奈美）

相続の基礎研修会開催

９月２７日（火）標記の研修会が開催され１８名の会員が参加した。例年ＤＶＤ研修で行ってきた研修だが、今年度は講師を小山支部の桐生雅弘会員にお願いした。無料相談会を開催すると８割が相続関係の相談である。

今回の副題が「相談会に必要な相続に関する基礎知識」とあるように、ポイントを押さえ、すぐに実践で使える内容であった。「相続争いを防ぐ為の完璧な遺言書はないが、争いを軽減できる有効な遺言書は作成できる」という説明があったが、遺言書の本来の意義だと思った。

（業務部第５グループ　手塚理恵）

第６回 ゴルフ愛好会ゴルフコンペ 開催

今回は初参加の方も３名おり、皆さん相当ラウンドされているようで、腕前には目を見張るものがありました。まだまだこのコンペに参加されていない会員で、ゴルフをされている方は多くいらっしゃると思いますので、来年は是非とも参加してくださることを期待します。

結びに、参加していただいた皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

（発起人　青木勇夫）

去る９月４日（日）、さくら市の喜連川カントリークラブにおいて６回目となる愛好会のゴルフコンペを開催致しました。

雨の予報でありましたが、時折雨がパラついた程度でプレーには影響なく、参加者１０名が皆、和やかにラウンドを楽しみました。

仕事とは違う場所での交流、異なる支部の方との交流は計画しようと思ってもなかなか実現しないものですが、ゴルフという共通の趣味を通して、こうして毎年交流を深められることには感慨深いものがあります。

愛好会ゴルフコンペ結果（新ペリア・トリプルボギーカット）

賞	氏名（支部）	グロススコア	ハンデ	ネットスコア
優　勝	相馬信一（那須支部）	90(東ｺｰｽ 44,西ｺｰｽ 46)	15.6	74.4
準優勝	白澤　茂（佐野支部）	89(東ｺｰｽ 46,西ｺｰｽ 43)	14.4	74.6
第３位	木村二雄（佐野支部）	83(東ｺｰｽ 44,西ｺｰｽ 39)	7.2	75.8

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

足利市を東西に貫いている国道５０号のすぐ南に例幣使街道があります。〝八木節〟発祥の地ですが､現在では桐生に押されてしまっています(その旨はテレビ東京の「モヤさま」でも紹介されました)。旧道沿いにある「小林肥料商店（別名は足利肥料センター)」の敷地内にある事務所に、キュートな笑顔で足利支部のマスコット的な存在である小林謙二会員（平成２７年７月１日入会／足利市福居町５６２番地２）を訪ねました、とさ。

杵渕：開業された際に「挨拶状」を出されたようですが、何通位出されたのですか？

小林：行政書士と土地家屋調査士（同時に開業しました）の各足利支部の先輩会員全員と地元商店会々員（私が会長！）、その他友人関係等で計２００通出しましたね。

杵渕：反響はどうでしたか？

小林：特別な反響はありませんでしたが、後日名刺交換などをした際に、覚えていた人がほとんどで、会話のきっかけになりましたので、出しておいて正解でしたね。

杵渕：私も話題にしましたね。今までの経歴を教えて下さいますか（黙秘権有）？

小林：東京の大学を卒業後に不動産会社に就職し仙台営業所勤務となったものの、バブル崩壊の影響で翌年に会社は倒産してしまったのですが、仙台が気に入ったのでそのままかの地で製薬会社に再就職しました。

杵渕：足利に戻られたきっかけは何ですか？

小林：再就職したものの、北海道へ転勤になりそうになったからです。容易に足利へ帰省できなくなりそうで……。

ちなみに、不動産会社在職中に自社物件を購入した（させられた？）関係で現在でも仙台とは縁があるそうです。なんと、マンションの管理組合の理事長（！！）だそうです。

杵渕：行政書士という資格との出会いは？

小林：学生時代に見た資格案内のパンフレットに載っていた「司法書士は法律のスペシャリスト、行政書士はいわば町の法律家」というキャッチフレーズにハートを射抜かれていたので、将来、行政書士になりたいと思っていました。夢が実現しました。

杵渕：開業されて、１年経過されましたが？

小林：まだまだですね。土地家屋調査士と小林肥料商店（別名は足利肥料センター）との３足のわらじですが、相性は悪くないと思います。商店のお客さんは当然ながら農家さんがほとんどですが、家庭菜園が趣味の建設会社の社長や外国人など客層が豊富なので、そこから行政書士業務に繋がることもあるのではないかと期待しています。

杵渕：どんな行政書士になりたいですか？

小林：単に手続きだけでなく、法律に精通した「町の法律家」として頼られる存在の行政書士になりたいと思っていますね。

杵渕：セールスポイントは何ですか？

小林：相手が気軽に相談できる雰囲気ですね。行政書士などの仕事をしている時でも「肥料屋さんが来た！」と言われますしね。

取材日は、小雨が降ったり止んだりの９月２３日でした。午前１１時からの２時間程の間にも小林肥料商店（別名は足利肥料センター）には来客が続いていました。ランチをした近所の和食屋では「商店会々長」としての顔が垣間見えたり、趣味の家庭菜園では珍しいというパパイヤとミニメロンを見せてもらったり、何度かご一緒した酒席とは違う面を見ることができました。カラオケの十八番はきっと「青葉城恋唄」です。未確認ですけど。イメージカラーは、さわやかな「謙二ブルー」だそうです。「百合子グリーン」なんてのもありましたね。私は、「きねぶちピンク」かな？

（足利支部支局長　杵渕　徹）

鹿沼の屋台

鹿沼支部

鹿沼の屋台をご紹介したいと思います。
鹿沼の秋祭りをご存じの方も多いと思いますが、鹿沼の秋祭りは、今宮神社の「神輿巡幸と付け祭り」として、毎年１０月第２土日におこわなれる行事です。

私は屋台というと、お祭りの時の「やきそば」や「お好み焼き」を売っている「屋台」を連想してしまいますが、実際は、「お囃子」や「歌舞演劇」を奉納するものが「屋台」だそうです。

ちなみに「山車」は、神が地上に降りる際、その依りしろを地上から高く「出し」たことが語源になっているそうです。山（神座）を築いて神を迎え、標山とし、巡行のために車を付けたものを「山車」と呼ぶようになったそうです。

見分け方は、高さが高いもので車がついているものが「山車」、高さが低くお囃子を流しているものは「屋台」だそうです。

さて、前置きが長くなってしまいましたが、今回ご紹介するのは、その鹿沼の秋祭りで使用される屋台が展示されている「屋台のまち中央公園」です。

「屋台のまち中央公園」の中には、「彫刻屋台展示館」があり、ここで見られる屋台は、久保町、銀座１丁目、銀座２丁目の３台です。ちなみに、鹿沼市の屋台は、全部で２７台あり、その一台一台がすべて違うデザインで彫刻が施されています。ただ、屋台は保存場所が、それぞれの町で保存されているため、見学出来ない所が多いのです。そのため、まとめて見る事ができるのは、まさしく秋祭りの時だけになります。

その秋祭りも、残念ながら、皆様がこのレポートを読んだ時は、既に終了している時期になります。鹿沼の秋祭りを満喫したい方は、来年１０月の第２週の頃、お越しください。

「彫刻屋台展示館」には、上記の屋台の他に、屋台の部品やその技術を応用して作られた工芸品等が展示されております。

入場料で大人１人２００円ほどかかりますが、音や映像で鹿沼の秋祭りや彫刻屋台の歴史、背景を解説してもらえます。また、屋台の歴史や彫刻の技術にも触れることができますので、鹿沼の秋祭りを見に来る前に一度ご覧になっていただければ、予習になると思います。

特に注目して頂きたいのは、展示館に入ってすぐにある彫刻です。この彫刻は、一本の木（幅から推測すると樹齢２～３百年はありそうな大木）から、龍の彫刻を掘りだしたものです。どのくらい時間がかかったのか、想像もできませんが、とても素晴らしい彫刻です。

また、ここでは、鹿沼の屋台を間近でじっくりと細部まで落ち着いて見る事ができます。お祭りになると、人だかりで、ゆっくり見る事ができないので、こういう場所で腰を据えて見ると、彫刻のすばらしさを実感していただけると思います。

この「屋台のまち中央公園」には、隣接して「掬水園」という庭園があります。この庭園は明治末期から大正初期に造営されたもので、鹿沼の三名園の１つと言われた庭園です。「川上澄生」をはじめ多くの文化人がここを訪れたと言われます。

庭園内には各種展示会や茶道、華道など多目的に利用できる「慶雲郷」や「観濤居」と呼ばれる茶室があります。これらの施設は一般の方でも予約をすれば使用することができるとの事。機会があれば一度使ってみたいと思わせる趣きがありました。

この場所を訪れた写真は９月中旬でしたが、緑が本当に美しい庭園でした。秋の紅葉時期は、とても美しい様です。残念ながら、私は秋の写真は持ち合わせておりませんが、ホームページ等で見ると、紅葉時期に訪れてみたいと思わせる美しさがありました。鹿沼の紅葉時期は概ね１１月下旬頃になりますので、その頃、鹿沼にお立ち寄りの際は、訪ねてみては如何でしょうか？

また、「掬水園」の隣には、鹿沼の特産品を揃えた販売店があり、お土産にも困りません。是非、一度「屋台のまち中央公園」までお越しになることをおすすめします！　（支局長　小太刀庸恭）

支局情報

【栃木・小山】

栃木・小山支部合同研修会

９月２日（金）午後３時から國學院大学栃木学園教育センターにて栃木・小山支部合同研修会が行われました。会場が３５０人ほど収容できる階段状の大講堂で新鮮な気分で研修を受けることができました。医療の記録などの話もあり守秘義務にもかかわることなので写真撮影は行えないと注意があったため、会場の写真がないことが残念でした。

研修内容は①一度は聴きたい名医の講演②情報交換懇談会の二本立てで行われました。

①　一度は聴きたい名医の講演では講師に栃木市総合運動公園の園長であり、スポーツドクターでもある高尾良英先生をお招きして、先生が関わってきた過去のオリンピックの選手の舞台裏の話などを聞くことができました。

②　情報交換懇談会では、建設業、風営、土地等の各分野の新情報の交換が行われました。

研修後５時半から肉のふきあげにて、懇親会が行われました。栃木支部にも新しい会員が増え楽しい懇親会となりました。今後も栃木支部と小山支部で協力し合えたらと思っております。

（小山支局長　野村泰紀）

【宇都宮】

第３回理事会の開催

９月１３日（火）１３時３０分から栃木県行政書士会２階会議室において第３回宇都宮支部理事会が開催され、理事１５名の出席により定足数に達し直ちに議案審議にはいりました。

事業活動について、総務経理部からは９月１０日（土）１１日（日）に本部と共催により実施された福利厚生旅行についての報告がありました。業務指導広報部からは、研修会開催について検討中であること、また、１０月２３日（日）宇都宮城址まつりでの無料相談会の実施について、制度推進部からは、１０月の行政書士制度広報月間に向けて、例年通り関係機関団体へのポスター、パンフレット等の配布について説明がありました。

現在、ゆるキャラグランプリで凄まじい追上をみせているユキマサ君に負けぬよう、行政書士制度の普及浸透に努めたいと思います。

（支局長　羽石真弓）

確認しましょう！栃木県の

最低賃金

時間額　**775円**

すべての労働者とその使用者に適用されます。

平成28年10月1日　発効

特定の産業には特定最低賃金が定められています。詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（０２８－６３４－９１０９）又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

栃木県は自転車競技の盛んな地域です。宇都宮ではジャパンカップ、那須では全日本自転車競技選手権大会が行われ、プロチームも宇都宮ブリッツェン、那須ブラーゼンの２チームが本拠地を置くなど、自転車競技においては一目置かれる県となっています。そこで今回は自転車の魅力について書かせて頂きます。

ここ数年、自転車に乗る人が増えています。平日の街中や休日の田舎道を見ても、必ずスポーツバイクに乗る人を見かけます。特に近年はロードバイクのライダーが急増しているように思えます。もし、スポーツ自転車をまだ経験してなかったとしたら、一度またがってペダルを漕ぎだしてみてください。その魅力が実感できると思います。

スポーツ自転車の中でもロードバイクの魅力は何と言っても車体の軽さと心地よいスピード感です。ぐんぐん加速するスピードは「快感」と言ってもいいくらいです。特にロードバイクは、もともとが競技用自転車として設計されているため、前傾姿勢で風の抵抗を抑えたり、幅の細いスリックタイヤで路面との摩擦を抑えたりと、「スピードを重視した設計」になっています。ペダルを漕ぎ始めた瞬間から、普通の自転車とは比較にならないような軽さと加速力を発揮して、あっという間にスピードに乗って走ることができます。簡単に加速できて風を切って走る爽快感。一度その爽快感を知ってしまうと、なかなか離れることはできません。

また、ロードバイクは意外と疲れません。そんなまさかと思うかもしれませんが、もとがレースでも使われるような競技用自転車ですから、長時間の走行でも疲れにくく、運動効率が高いのも特徴です。正しい姿勢で走行すれば、全然疲れ知らずで遠くまで走ることができます。遠出の楽しみを最大限引き出してくれるのもロードバイクの魅力の一つです。

もし機会がありましたら、ぜひ乗って体験してみることをお勧めいたします。

（那須支局長　熊田慎一）

財務経理部からのお知らせ

10月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。
なお、会費については10月末日までに10月～12月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第20条第３項）
皆様の御協力をお願い致します。

引落し日

T-NET申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → **10月27日（木）**

上記以外の方 → **10月25日（火）**

栃木県行政書士会会則
第20条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第３期分に該当します。）

第１期分（４月～６月）	→	４月末日
第２期分（７月～９月）	→	７月末日
●**第３期分（１０月～１２月）**	→	**１０月末日**
第４期分（１月～３月）	→	１月末日

道楽オヤジ倶楽部　その四

日本の伝統話芸である『落語』にも四季があります。今回は、秋の巻からお馴染みのところを二席ご紹介します。

御存知！！　『目黒のさんま』

物語　ある大名が、家来を十二、三人連れて秋の野駆けに中目黒へ出かけた。到着したのが昼時で、殿様が腹が減ったので弁当を持てというが、急なことで弁当を持参するのを忘れたという。何か食べるものはないかと探すのだが見つからない。(ここで殿様が赤トンボを捕まえて食す。という「赤トンボ羽を取ったら唐辛子」というどこかで聞いたようなギャグを入れることが多い)ようやく探したのが、近辺の農家で焼いていたサンマ。家来が大枚をはたいて譲り受け、殿様に供したところ空腹のため「うまい、うまい」と五、六匹をぺろりとたいらげる。家来たちは、さんまは下魚（げうお）で庶民の食べ物であり、口外しないように口止めする。

殿様は秋刀魚の味が忘れられず、食べたいと思っているが機会がない。ある時、親戚の集まりで、どのような料理でもご注文を。と言われ「余はサンマである」と答えられ、親戚の者は驚くが、殿様に何事かあっては大変と小骨を取り、油を抜くため蒸してから殿様に出す。出された料理は、サンマの原型は見るすべもなく、微かな香りが漂っている。

殿様は食べては見るがまずい。思わず「何処から取り寄せた」と尋ねると、本場日本橋の魚河岸からと答えられ、殿様思わず、「あ、それがいかん。サンマは目黒に限る」。おあとがよろしいようで。

雑学　ＪＲの目黒駅は目黒区にないと御存知ですか。目黒駅は、品川区上大崎にあります。現在でも秋になると目黒駅周辺と目黒区で「サンマ祭り」が開催され、三陸方面から取り寄せたサンマを焼いて無料配布しています。また、落語会が開催され、ネタはもちろん「目黒のさんま」です。

おあとは、『さんま芝居』でお付き合い下さい。

物語　旅に出た男が二人、地方の芝居小屋に江戸の役者が出ていると見物に。狂言は、「蔦紅葉宇都ノ谷峠」、文弥殺しの一幕。いよいよ文弥の幽霊が花道七三のスッポンから出ようとするが煙硝（煙を出すための物）が無い。ちょうど楽屋でサンマを焼いて食事にかかろうとしているので、サンマの煙で代用する。見物はビックリ。「生臭い煙が出やがった、やい、だいこ（大根のことで大根役者の例え）と悪口を言うと、楽屋裏で、「その大根おろしが欲しい。」

雑学　中程で芝居がかりに（下座音楽を使用）なる。先代の円歌師が良く演じていた。現在は、三笑亭笑三（上から読んでも下から読んでもさんしようていしようざ）師匠が高座にかけているのを聴いたことがある、珍しい噺。

栃木県行政書士会カレンダー（１１月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	火	産業廃棄物収集運搬業　基礎研修会	13:30~15:00	業務第２グループ
2	水	行政書士試験説明会	10:30~	
		総務部会	13:30~	総務部
		足利支部行政市民相談	13:00~16:00	足利支部
3	木	無料相談会（於：道の駅思川小山評定館） ※受付は 14:30 まで。土地家屋調査士会と共催	10:00~15:00	小山支部
		無料相談会（於：「矢板市福祉まつり」会場）	10:00~15:30	塩那支部
4	金	行政書士試験説明会	13:30~	
5	土	貨物自動車運送事業研修会（第４回）	14:00~17:00	業務第１グループ
7	月	登録説明会	10:00~	総務部
8	火	グループ会議	10:30~	業務第３グループ
		「実践！！事業計画書」研修会	13:30~15:30	業務第３グループ
9	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		申請取次新規受付	13:30~	申取管理委員会
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
10	木	編集会議	13:30~	広報部
13	日	行政書士試験		
14	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
16	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		グループ会議	13:30~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
17	木	シリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」（第１０回）	13:30~16:40	業務第５グループ
19	土	貨物自動車運送事業研修会（第５回）	14:00~17:00	業務第１グループ
21	月	産業廃棄物収集運搬業特別研修会	9:30~17:00	業務第２グループ
		宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
22	火	申請取次管理委員会	10:30~	申取管理委員会
		申請取次行政書士研修会	13:30~	申取管理委員会
24	木	制度推進部会	10:00~	制度推進部
		行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館 会議室２） ※要事前予約（先着６名 予約先：行政書士会小山支部 生田目安夫 0285-52-2350）	10:00~12:00	小山支部
		行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ 館」相談室）※要事前予約（先着６名 予約先：行政書士会小山支部 田村晋也 0285-45-0297）	10:00~12:00	小山支部
25	金	登録説明会	10:00~	総務部
		一日合同行政相談（イオンモール小山）	10:15~	制度推進部
27	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
592	H28.9.1	平成 28 年熊本地震に係る義援金及び支援金について
608	H28.9.5	平成 28 年度著作権相談員養成研修及び名簿の集約に係る取り扱いについて
630	H28.9.5	司法研修に係る平成 28 年度広域講座開設助成金のご案内及び広域広告のための「月刊日本行政」のご活用について（お知らせ）
	H28.9.8	平成 28 年 9 月分会費納入について(お願い)
722	H28.9.27	平成 29・30 年度 入札参加資格審査申請のインターネット一元受付テストランについて
724	H28.9.30	厚生労働省の学生アルバイトのトラブル防止のための周知用ポスターの送付について（依頼）

平成２８年地価調査結果に係る資料について
～栃木県総合政策部地域振興課より～

標記の件について栃木県総合政策部地域振興課より案内がありました。
この資料は、栃木県のホームページから印刷可能です。（下記ＵＲＬ参照）

［栃木県ホームページ　地価調査結果］
http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/town/tochi/chika/chousa.html

栃木県立博物館　１１月の行事　県博デー 11/20

もっとみなさんに博物館を楽しんでいただくために、もっと博物館を知っていただくために、「博物館の日イベント」を毎月第３日曜日に開催します。
ご家族と、友達と、博物館でいろいろ学びながら楽しく過ごしてみませんか。
１１月は佐野市から御当地アイドルグループや「さのまる」が出場するほか、郷土芸能の実演、佐野ラーメンの出店もあります。

～県立博物館の日イベント～

- **博物館コンサート**　10:30～12:00　会場：玄関ポーチ、エントランス
- **クイズにチャレンジ！**　10:30～12:00　会場：展示室　対象：幼保・小中学生
- **キッズツアー**　13:30～14:00　会場：展示室
- **学芸員とっておき講座　『キノコの不思議』　☎要電話予約(定員 40 名)**
  キノコの生態系における役割やその多様性、人間との関わりについてお話しします。
  時間：13:30～15:00　会場：博物館研修室　対象：全年齢

栃木県宇都宮市睦町 2-2
開館時間：9:30～17:00（入館は 16:30 まで）
休 館 日：毎週月曜日（月曜が祝日または振替休日の場合は翌日の火曜日）
11 月は４日(金)、７日(月)、14 日(月)、21 日(日)、24 日(木)、28 日(月)が休館日です。
観覧料金：一般 250 円、大学生・高校生 120 円、中学生以下は無料

つぶら昭人・県議会議員在職１５周年記念「たなばたの夕べ」に参加して

去る８月２８日（日）、午後４時３０分より、宇都宮市内のホテルで行われた標記のイベントに横山会長、手塚理恵幹事長と、私とで参加しました。４００人ぐらいの参加者数でありました。

第一部の「ぶっちゃけトーク」と「地方創生、どうなる栃木県!!」と銘打ったコーナーでのゲストは、独立行政法人海洋研究機構アプリケーションラボ所長・山形俊男氏の海流の変化による異常気象発生のお話、そしてとちぎメディカルセンター理事長・麻生利正氏の本年７月に３病院が統合して栃木市で新規に発足したお話でありました。

第二部は、男声四重唱と漫才コンビなどのアトラクションがあり、午後８時閉会となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

第４６回「船田政治大学」夏期セミナーに参加して

去る９月２日（金）午後６時より、栃木県総合文化センターサブホールで行われた標記の催しに参加しました。総勢５００人ぐらいの出席者数と主催者側からお聞きしました。

午後６時３０分から講演が始まり、第１部ではジャーナリスト・田原総一朗先生が「時局講演」を行いました。４０分ぐらいでありましたが、アベノミクスによる国内景気の動向から始まり、国内外の政局等のお話をされ、そして皇室典範の改正にも言及されました。この事については「安倍総理からも意見を求められた」とも話されていましたが、後日政府筋では特別措置法も視野に入れていると報道されました。正に時局を的確に捉えられていること、加えて弁舌滑らかな口調での講演は素晴らしいものでありました。

続いて第２部は衆議院議員で学長の船田元先生の講演で、演題は「混迷する国際政治と日本」でありましたが、「第１部でほとんど田原先生が話されたので…。」との前置きをされ、自民党憲法改正推進本部長として職務に専念されているお話があり、午後７時４５分閉講となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

茂木敏充「２０１６政経セミナー」に参加して

去る９月１２日（月）に都内のホテルで行われた標記のセミナーに参加しました。５００人ぐらいの集まりとお聞きしました。

１２時ちょうどから、同じ会派で岐阜県選出の渡辺猛之参議院議員の司会で進行され、自民党政務調査会長・茂木敏充衆議院議員から、冒頭に「たいへんお忙しい中のお集まりに感謝申し上げます」とのお言葉がありました。

セミナーの標題は「日本経済の現状と今後の政策」でありました。先ず、本年７月に行われた参議院議員選挙で自民党が圧勝したお礼から始まり、「米大統領選挙のゆくえ」、「日本経済の現状と課題」に移り、「アベノミクスは３年半経過した。まだ道半ばであること」加えて、「雇用情勢では有効求人倍率が国内平均で１．３７という数値で、過去２５年で最も高い水準になっている。これもアベノミクス効果と言える」と説明されました。

また、「働き方改革の主要政策」では、「非正規雇用の改善、長時間労働の是正」について話され、「３６協定」（労使協定によって時間外労働の上限なし）については、「この上限を新たに規定する」そして、これに関連する税制・社会保障制度（配偶者控除から夫婦控除、所得控除から税額控除への移行）の創設、加えて「多様な働き方、新たな労働参加・移動」では、「外国人材の受け入れのあり方、そして女性活躍の促進のためにも育児・介護の人材不足解消が重要な課題である」とのお話しをされ、１２時５５分終了となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

「福田とみかず　後援会役員会・各種団体合同会議」のご報告

去る９月１４日（水）午後４時から宇都宮市・二荒山会館において行われた標記の会議に、手塚理恵幹事長と出席しました。議題は「今後の活動」であり、総勢で約３００人の出席者数でありました。

開会の後、県内選出の衆・参国会議員の出席のもと、自民党政調会長・茂木敏充衆議院議員が代表で挨拶をされ、四選への激励とお願いの言葉がありました。続いて福田富一知事も壇上に立ち、今後「栃木県の県政の健全化はもちろん、加えて栃木県の知名度アップにも心血を注いで行くためにも、是非とも四選へのご協力を賜りたい」と挨拶をされました。

そして、選挙事務所は二荒山神社南側の馬場通りに決定されたようです。

会員の皆様、同じ会員である知事の選挙、四選に向けて今後とも格別のご協力をよろしくお願い致します。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

栃木県からのお知らせ

～大人の責任と役割～
憲章の理念を実践しましょう！

栃木県では、“子どもを育むための大人の基本理念や行動指針”として、平成２２年２月に「とちぎの子ども育成憲章」を制定しました。

この憲章は、県民が力を合わせて子どもたちを健全に育てていくために、大人が具体的に取り組む姿勢を分かりやすく示しています。

是非、子どもたちが夢や希望を持ち心豊かでたくましく成長するために、私たち大人が積極的に子どもたちと関わっていきましょう。

〈広告〉

研修詳細

貨物自動車運送事業研修会（全１４回）

業務部　第１グループ主催

○開催日時（各回１４時～１７時）

回数	開催日	内容
第４回	１１月　５日（土）	「トラックについての知識を身につける」 「取り巻く業界に関する知識を身につける」
第５回	１１月１９日（土）	「事業者への支援等の準備をする」

○開催場所

栃木県行政書士会館２階

○研修内容

本研修は貨物自動車運送事業関連業務の実務スペシャリストを養成するための研修です。カリキュラムの全日程に出席することで事業者を指導する知識が身につけられるようになります。

○対 象 者

会員、補助者

○受 講 料

各回２千円（テキスト代を含みます。お釣りの出ないようにお持ち下さい。）

○締め切り

第４回　１０月２８日（金）
第５回　１１月１１日（金）

○今後の予定（各回１４時～１７時）

回数	開催日	内容
第６回	１２月　３日（土）	「事業者の支援をする」 「定期的な報告事項の支援知識を身につける」
第７回	１２月１７日（土）	「手続きの流れに関する知識を身につける」 「受託の準備をする」
第８回	１月　７日（土）	「申請書作成から申請までの知識を身につける」
第９回	１月２１日（土）	「事業開始準備の支援手法を身につける」
第１０回	２月　４日（土）	「事業用自動車の登録・保険・税等に関する知識を身につける」
第１１回	２月１８日（土）	「法令遵守支援知識を身につける」
第１２回	３月　４日（土）	「Ｇマーク取得支援手法を身につける」
第１３回	３月１８日（土）	「事業改善の支援手法を身につける」
第１４回	４月　１日（土）	「安全マネジメント構築支援手法を身につける」 閉講式

※　全１４回の研修を受講された会員には、栃木県行政書士会会長名による修了証が発行されます。

研修詳細

産業廃棄物収集運搬業　基礎研修会

業務部　第２グループ主催

○開催日時
　平成２８年１１月１日（火）１３：３０～１５：００
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　産業廃棄物収集運搬業許可申請の基礎について学ぶ、初心者向けの研修会です。
○対 象 者
　会員、補助者
○講　　師
　栃木県環境森林部廃棄物対策課
○受 講 料
　無　　料
○締め切り
　１０月２８日（金）

研修詳細

シリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」（第10回）

業務部　第５グループ主催

　契約書作成のための民法を学ぶシリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」もついに最終回です。参加された方は、民法や契約書についての知識が実についていることと思います。第１０回は委任に関する契約書の説明です。興味のある方は、今回だけの参加でもＯＫですのでお申し込みください。

○開催日時　平成２８年１１月１７日（木）１３：３０～１６：４０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　契約書作成のための民法を学ぶシリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」
　第１０回『「本気の」委任』
○対 象 者　会員、補助者
○講　　師　行政書士　久我臣仁
○受 講 料　５００円（各回５００円かかります）
○テキスト　５００円（既に購入されている方は申込み不要です）
○締め切り　１１月１４日（月）
○そ の 他　受講者は六法を用意してください。（スマホやタブレットでの閲覧でも可）

※全１０回ですが、興味のある内容の回だけ受講されても構いません。
※受講の申込みは、各回ごとにお願いします。

研修詳細

産業廃棄物収集運搬業特別研修会

業務部　第２グループ主催

栃木県内における産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書作成特別研修会を下記要領にて開催します。本特別研修を修了することにより、経理的基礎の審査基準（追加書類）にある、中小企業診断士などに、行政書士も含まれることとなります。

なお、診断書の客観性を担保するため、申請書の作成または申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士が作成したものであることが要件となりますのでご注意下さい。

○開催日時

平成２８年１１月２１日（月）９:３０～１７:００

○開催場所

栃木県教育会館　大会議室（宇都宮市駒生１丁目１番６号）駐車場あり

【公共交通機関】

関東バス「東中丸」バス停下車

1. ＪＲ宇都宮駅から（乗車約２０分）
『作新学院・駒生』行
『〇〇・健康の森経由・駒生営業所』行
『竹林経由・駒生営業所』行

2. 東武宇都宮駅から（乗車約１５分）
「東武駅前」から乗車。
運行先は１項と同じ。

○研修内容

時　間　割		研　修　科　目	講　師
１時間目	9：30～11：00	廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要	行政書士 青木裕一
２時間目	11：10～12：40	産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務	
３時間目	13：30～15：00	財務諸表に基づく経営分析	行政書士 金敷　裕
４時間目	15：10～16：40	産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務	

○対 象 者

行政書士

○受 講 料

２，０００円（１科目５００円　全４科目）

○昼　　食

希望者のみ（実費４５０円）

○締め切り

１１月１１日（金）

※１科目終了ごとに、お手持ちの「出席確認カード」に修了印を押印します。（全４科目）
途中からの入退室の場合は、出席扱いはせず修了証の発行は行いません。
前回までに何科目か受講された方はお手元の受講カードを確認の上、当日必ず持参下さい。

※４科目を修了した行政書士には、４時限目終了後、栃木県行政書士会より修了書を交付します。

※行政書士が作成する診断書類を提出する場合は、修了書の写しを添付することとなっております。

「実践！！事業計画書」研修会

業務部　第３グループ主催

○開催日時
　平成２８年１１月８日（火）１３：３０～１５：３０
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　事業計画の必要性や銀行の顧客における事業計画策定の現状と課題、金融機関が融資したくなる事業計画のポイントなどをご講義頂きます。
○対 象 者
　会　員（補助者の方は受講できません。）
○講　　師
　栃木銀行　法人営業部　担当者
○受 講 料
　５００円
○締め切り
　１１月１日（火）

公証人による研修会「任意後見契約について」

業務部　第５グループ主催

　宇都宮公証センターから公証人を講師にお招きして、任意後見契約に関して公正証書を作成する流れや留意点などを説明していただく研修会を開催致します。

○開催日時
　平成２８年１２月８日（木）１３：３０～（９０分程度）
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　任意後見契約について
○対 象 者
　会員、補助者
○講　　師
　公証人　佐藤　孝明　氏（宇都宮公証センター）
○受 講 料
　５００円
○締め切り
　１２月５日（月）

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込		ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
				会員	補助者		
11/1	産業廃棄物収集運搬業　基礎研修会	無料	10/28			―	―
11/5	貨物自動車運送事業研修会（第4回）	2000 円	10/28			―	―
11/8	「実践！！事業計画書」研修会	500 円	11/1			―	―
11/19	貨物自動車運送事業研修会（第5回）	2000 円	11/11			―	―
11/17	シリーズ研修 「なるほど！　ザ・契約」（第10回）	500 円	11/14			(500 円)	―
11/21	産業廃棄物収集運搬業特別研修会	2000 円	11/11			―	(450 円)
12/8	公証人による研修会 「任意後見契約について」	500 円	12/5			―	―

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者 氏名	

※　補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。

※　補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に〇を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に〇を記入してください。

※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

〈広告〉

経営状況分析申請　電子申請開始

データ送信→即審査開始！

簡単・便利

■時間を気にせずデータを送信できます

郵送不要。申請書類が揃った時点で経営状況分析の申請をしていただけます。

※書類受理・審査は営業時間内で対応いたします。

■審査状況の確認ができます

進捗状況・利用履歴や結果通知書の配達状況も確認していただけます。

※ご利用には事前のお申し込みが必要です。詳しくは弊社HPをご覧ください。

Net-Core

国土交通省登録経営状況分析機関（登録第8号）

Tel:028-649-0111　Fax:028-649-0303

〒320-0857　宇都宮市鶴田2-5-24　クレインズ21　1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！

株式会社ネットコア　検索

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 28 年 9 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	塩　那 野澤　幸子	H28. 9. 1	329- 1311	野澤行政書士事務所 さくら市氏家 3473-116	028-682-6083	
	宇都宮 鈴木　望美	H28. 9. 1	320- 0032	鈴木望美行政書士事務所 宇都宮市昭和 3-2-8	028-621-6306	
	那　須 中田　幸雄	H28. 9. 1	325- 0034	中田行政書士事務所 那須塩原市東原 4-748	0287-63-3068	
	宇都宮 福田　栄	H28. 9. 1	320- 0812	福田栄行政書士事務所 宇都宮市一番町 3-17	028-633-3256	
	鹿　沼 大塚　隆史	H28. 9. 15	322- 0421	行政書士大塚総合法務事務所 鹿沼市下粕尾 725	0289-83-0200	
	佐　野 笠原　繁	H28. 9. 15	327- 0845	行政書士笠原繁事務所 佐野市久保町 211	090-8800-4709	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
那　須	津田　茂	H28. 9. 15	廃　業	小　山	望月　大	H28. 9. 30	廃　業

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
鹿　沼	小太刀庸恭	事務所所在地	鹿沼市栄町 1-2-1 グリーンベイビル 202 号
日　光	上杉　哲哉	氏名/事務所名	旧姓永田より変更/行政書士上杉燈歩事務所
宇都宮	遠山　恵一	事務所所在地	宇都宮市横山 3-6-36

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（９月）	０名
更新申出（９月）	２名
申請取次行政書士（９月末現在）	１０８名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）
　次回の予約締切日：10 月 31 日（月）　受付日：11 月９日（水）時間は予約時に案内します。
※更新の書類締切は毎月 15 日です。
　詳細は、会のホームページ－会員専用ページ－各種データー事務局関連　をご覧ください。

広報部より

　今月１０月は、行政書士の広報月間として、会を挙げて、一般の人々に業務を知ってもらい、会員の活動の場を広げると共に、非行政書士行為を排除する月間です。
　また、広報部および制度推進部の活躍する月間でもあります。
（副会長　堀越　功）

行政書士とちぎ 10 月号 No.478

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山 眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

平成28年10月15日発行　第478号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省・栃木県

特定行政書士が誕生しました

平成28年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター

電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

028-638-0919（まるくいく）

マスコットキャラクター アドちゃん